
北 部 ご み 処 理 セ ン タ ー 等
長 期 包 括 運 営 事 業
募 集 要 項

令和 4 年 4 月 11 日

(第 1 回変更：令和 4 年 5 月 2 日)

大曲仙北広域市町村圏組合

北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 募集要項
目 次

はじめに

第1章 事業概要	1
1 公表日	1
2 発注者	1
3 事業名	1
4 事業実施場所	1
5 施設の概要	1
6 事業内容	4
7 応募希望者の募集等のスケジュール	5
8 選定委員会の設置	5
9 事務局	6
第2章 応募希望者に関する条件	7
1 応募希望者の備えるべき応募資格要件	7
2 応募資格の審査	8
3 運営事業者の設立に関する要件（SPC を設立する場合）	9
4 構成企業の変更の制限	9
5 応募手続等	9
6 応募に関する留意事項	14
第3章 提出書類	16
1 応募資格確認申請時の提出書類	16
2 応募辞退時の提出書類	16
3 提案書等	16
第4章 提出書類作成要領	18
1 一般的事項	18
2 応募資格確認申請時の提出書類	18
3 価格提案書	18
4 技術提案書	18
第5章 事業条件	19
1 事業計画に関する条件	19
2 事業の継続が困難となった場合の措置	20
3 組合による本事業の実施状況の監視	21
第6章 提案書等の審査	22
1 審査の方法	22
2 審査事項	22
第7章 契約の概要	23
1 基本協定書（案）及び事業契約書（案）	23
2 契約の構成	23
3 契約手続	23
4 契約の締結	23
5 その他	23
別表 1-1 運営事業者が行う業務の一覧（予定）	24
別表 1-2 現状の経費項目による業務分担（予定）①	25
別表 1-2 現状の経費項目による業務分担（予定）②	26
別表 2 配布及び閲覧に供する参考資料	27
別表 3 リスク分担表	28
別図 1 価格提案書の提出用封筒作成要領	30

はじめに

大曲仙北広域市町村圏組合（以下「組合」という。）は、北部ごみ処理センター等長期包括運営事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、応募者の募集を行う。

北部ごみ処理センター等長期包括運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、組合が本事業を実施する者の募集及び選定をするに当たり、本事業に応募しようとする者に配付するものである。応募希望者は、募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出しなければならない。

なお、募集要項に併せて配付する要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）も募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」とする。

用 語 の 定 義

No.	用 語	定 義
1	組合	大曲仙北広域市町村圏組合をいう。
2	組合圏域内	組合を構成する大仙市、仙北市及び美郷町の管内をいう。
3	本事業	北部ごみ処理センター等長期包括運営事業をいう。
4	本施設	大曲仙北広域北部ごみ処理センター、大曲仙北広域田沢湖一般廃棄物最終処分場、大曲仙北広域角館一般廃棄物最終処分場、大曲仙北広域西木一般廃棄物最終処分場を総称していう。
5	北部ごみ処理センター	大曲仙北広域北部ごみ処理センターのごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、管理棟、計量棟、プラットホーム、ペットボトル処理施設、ストックヤード、洗車場、動物焼却炉等の施設・設備およびその周辺を総称していう。
6	ごみ処理施設	大曲仙北広域北部ごみ処理センターのごみ処理施設をいう。
7	粗大ごみ処理施設	大曲仙北広域北部ごみ処理センターの粗大ごみ処理施設をいう。
8	北部し尿処理センター	大曲仙北広域北部し尿処理センターの施設・設備およびその周辺を総称していう。なお、本事業の運営対象には該当しない。
9	田沢湖処分場	埋立地、浸出水処理施設、管理棟など、大曲仙北広域田沢湖一般廃棄物最終処分場敷地内にある全ての施設・設備を総称していう。
10	角館処分場	埋立地、浸出水処理施設、管理棟など、大曲仙北広域角館一般廃棄物最終処分場敷地内にある全ての施設・設備を総称していう。
11	西木処分場	埋立地、浸出水処理施設、管理棟など、大曲仙北広域西木一般廃棄物最終処分場敷地内にある全ての施設・設備を総称していう。
12	最終処分場	田沢湖処分場、角館処分場、西木処分場を総称していう。
13	計量棟	本施設敷地内にある計量棟をいう。
14	事業準備期間	運営事業者が本施設の運転等の引き継ぎに要する準備期間である事業契約締結後から令和5年3月31日までの期間をいう。
15	事業期間	令和5年4月1日から令和15年3月31日までの期間をいう。
16	事業期間等	事業準備期間及び事業期間から構成される約10年3ヶ月間をいう。
17	乖離請求期間	運営事業者が本施設にかかる募集要項等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を証明した場合、これら乖離に基づく費用負担を組合へ請求できる期間であり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。
18	募集要項等	本事業における応募者の募集に際して公表する募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）などの資料を総称していう。
19	募集要項	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 募集要項」をいう。
20	要求水準書	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 要求水準書」をいう。
21	基本協定書（案）	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 基本協定書（案）」をいう。
22	事業契約書（案）	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 事業契約書（案）」をいう。

No.	用 語	定 義
23	優先交渉権者選定基準	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 優先交渉権者選定基準」をいう。
24	様式集	本事業における応募者の募集に際して公表する「北部ごみ処理センター等長期包括運営事業 様式集」をいう。
25	価格提案書	募集要項等の記載に基づいて応募者が提出した価格提案書をいう。
26	技術提案書	募集要項等の記載に基づいて応募者が提出した技術提案書をいう。
27	提案書等	価格提案書及び技術提案書を総称していう。
28	選定委員会	大曲仙北広域北部廃棄物処理施設長期包括運営事業に係る事業者選定委員会をいう。
29	応募希望者	本事業に応募を希望するものをいう。
30	応募者	応募希望者のうち、応募資格審査を通過した者をいう。
31	優先交渉権者	選定委員会の審査結果を踏まえ、応募者の中から選定された者をいう。
32	運営事業者	組合と事業契約を締結した者をいう。
33	代表企業	応募者が共同企業体の場合、応募者を代表する企業であって、本事業に係る募集に対して応募手続き等を行うものをいう。
34	処理困難物	仙北市ホームページに掲載されている「ごみの出し方便利帳」p5に記載されている処理困難物をいう。
35	処理不適物	仙北市ホームページに掲載されている「ごみの出し方便利帳」p5に記載されている危険物、在宅医療廃棄物、家電リサイクル法対象品をいう。

第 1 章 事業概要

1 公表日

令和 4 年 4 月 11 日（月）

2 発注者

大曲仙北広域市町村圏組合 管理者 老松 博行

3 事業名

北部ごみ処理センター等長期包括運営事業

4 事業実施場所

北部ごみ処理センター : 仙北市角館町藺田古川 37-3

田沢湖一般廃棄物最終処分場 : 仙北市田沢湖生保内字八木沢台 16-2

角館一般廃棄物最終処分場 : 仙北市角館町下延明通り 77

西木一般廃棄物最終処分場 : 仙北市西木町小山田字高野 93-3

5 施設の概要

本事業の対象とする施設の概要は以下のとおりである。

表 1 北部ごみ処理センター（ごみ処理施設）の概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域北部ごみ処理センター（ごみ処理施設） （以下、「ごみ処理施設」という。）
所在地	秋田県仙北市角館町藺田古川 37-3
施設規模	25.5t/16h×2 炉 計 51t/16h
処理対象物	燃やせるごみ、可燃残渣
処理方式	准連続燃焼式（流動床式）
竣工年月	1998 年 3 月
設計・施工	石川島播磨重工業株式会社
基幹的設備改良工事 竣工年月	2019 年 3 月
同工事設計・施工	株式会社 IHI 環境エンジニアリング （現：株式会社神鋼環境ソリューション）
現在の運営形態	定期運転委託 ※修繕工事は別途各年度発注
現在の運営事業者	株式会社神鋼環境ソリューション
現在の運営委託期間	2018 年 4 月～2023 年 3 月（5 年間）

表 2 北部ごみ処理センター（粗大ごみ処理施設）の概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域北部ごみ処理センター（粗大ごみ処理施設） （以下、「粗大ごみ処理施設」という。）
所在地	秋田県仙北市角館町藺田古川 37-3
施設規模	14t/5h
処理対象物	処理：粗大ごみ、缶類、ペットボトル 貯留：新聞紙・本類・ダンボール、小型家電
処理方式	破碎＋選別＋圧縮、貯留
竣工年月	1998 年 3 月
設計・施工	石川島播磨重工業株式会社
現在の運営形態	定期運転委託 ※修繕工事は別途各年度発注
現在の運営事業者	株式会社神鋼環境ソリューション
現在の運営委託期間	2018 年 4 月～2023 年 3 月（5 年間）

表 3 田沢湖一般廃棄物最終処分場の概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域田沢湖一般廃棄物最終処分場 （以下、「田沢湖処分場」という。）
所在地	秋田県仙北市田沢湖生保内字八木沢台 16-2
埋立面積	11,500 m ²
埋立容量	69,451 m ³
埋立地形式	従来型処分場（オープン型）
浸出水処理量	65 m ³ /日
竣工年月	2002 年 3 月
現在の運営形態	【埋立等管理】定期運転委託 【浸出水処理施設維持管理】定期運転委託
現在の運営事業者	【埋立等管理】株式会社秋田県分析化学センター 【浸出水処理施設維持管理】東北公営事業株式会社
現在の運営委託期間	【埋立等管理】2018 年 4 月～2023 年 3 月（5 年間） 【浸出水処理施設維持管理】2018 年 4 月～2023 年 3 月（5 年間）

表 4 角館一般廃棄物最終処分場の概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域角館一般廃棄物最終処分場 (以下、「角館処分場」という。)
所在地	秋田県仙北市角館町下延明通り 77
埋立面積	8,500 m ²
埋立容量	63,600 m ³
埋立地形式	従来型処分場 (オープン型)
浸出水処理量	65 m ³ /日
竣工年月	2001 年 3 月
現在の運営形態	【埋立等管理】 定期運転委託 【浸出水処理施設維持管理】 定期運転委託
現在の運営事業者	【埋立等管理】 株式会社秋田県分析化学センター 【浸出水処理施設維持管理】 東北公営事業株式会社
現在の運営委託期間	【埋立等管理】 2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間) 【浸出水処理施設維持管理】 2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間)

表 5 西木一般廃棄物最終処分場の概要

項 目	概 要
施設名称	大曲仙北広域西木一般廃棄物最終処分場 (以下、「西木処分場」という。)
所在地	秋田県仙北市西木町小山田字高野 93-3
埋立面積	5,600 m ²
埋立容量	14,600 m ³
埋立地形式	従来型処分場 (オープン型)
浸出水処理量	30 m ³ /日
竣工年月	2001 年 3 月
現在の運営形態	【埋立等管理】 定期運転委託 【浸出水処理施設維持管理】 定期運転委託
現在の運営事業者	【埋立等管理】 株式会社秋田県分析化学センター 【浸出水処理施設維持管理】 東北公営事業株式会社
現在の運営委託期間	【埋立等管理】 2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間) 【浸出水処理施設維持管理】 2018 年 4 月～2023 年 3 月 (5 年間)

6 事業内容

本事業は、仙北市から排出される一般廃棄物を本施設において適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理することを前提として、本施設の運営に民間事業者の創意工夫を取り入れることによって業務内容や経費の効率化を図るため、民間事業者に長期包括的に業務委託するものである。

本事業に係る募集に応募し、優先交渉権者として選定された者は、運営事業者をもって、以下に示す業務を行うものとする。

(1) 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間及び事業期間は次のとおりとする。

運営事業者は、事業準備期間において、組合職員及び各種業務の現受託事業者から本施設の運営業務を引継ぐものとする。

- ・ 事業準備期間
事業契約締結後から令和 5 年 3 月 31 日までの約 3 ヶ月間
- ・ 乖離請求期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間
- ・ 事業期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年間

(2) 運営事業者の収入

本事業における運営事業者の収入は、運営事業者が実施する本施設の運営業務の対価として組合から支払われる委託料とする。委託料は、固定費と変動費（一般廃棄物等の処理量に応じて変動）で構成されるものとする。

なお、事業準備に関し必要な費用は、全て運営事業者の負担とする。

(3) 業務範囲

運営事業者が行う業務の範囲は次のとおりとし、一覧を別表 1 に示す。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書に示す。

ア 運転管理業務

- (ア) 北部ごみ処理センター
- (イ) 最終処分場

イ 施設保全業務

- (ア) 北部ごみ処理センター
- (イ) 最終処分場

ウ 環境管理業務

エ 資源物管理業務

オ 情報管理業務

カ 安全管理業務

キ 人事管理業務

(4) 法令等の遵守

運営事業者は、本事業の実施にあたり、以下の法令等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 公害関係法令及び関係条例

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法及び関係法令
- ・ 労働基準法及び関係法令
- ・ 労働安全衛生法及び関係法令
- ・ 労働者派遣法
- ・ 組合の条例及び規則
- ・ その他関連する法令等

7 応募希望者の募集等のスケジュール

応募希望者の募集および事業者の選定スケジュールは、下表のとおり予定している。

表6 募集および選定スケジュール

日 付	内 容
令和4年4月11日（月）	募集要項等の公表
令和4年4月11日（月） ～令和4年4月18日（月）	募集要項等に関する質問の受付（第1回）
令和4年5月2日（月）	募集要項等に関する質問への回答（第1回）
令和4年5月6日（金） ～令和4年5月13日（金）	応募資格確認申請書類の受付
令和4年5月19日（木）	応募資格審査結果の通知
令和4年6月1日（水） ～令和4年6月3日（金）	現地見学会及び参考資料の閲覧・配布
令和4年6月6日（月） ～令和4年6月13日（月）	募集要項等に関する質問の受付（第2回）
令和4年6月27日（月）	募集要項等に関する質問への回答（第2回）
令和4年7月29日（金）	提案書等の提出
令和4年9月上旬	ヒアリング、優先交渉権者の決定及び公表
令和4年10月上旬	基本協定の締結
令和4年12月下旬	事業契約の締結

8 選定委員会の設置

本事業の事業者選定に当たり、公正性及び透明性を確保し、専門的知見に基づく評価を行うことを目的に、大曲仙北広域北部廃棄物処理施設長期包括運営事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は以下の6名の委員から構成される。

小田野 直光	仙北市 総務部長
大澤 裕司	仙北市 市民福祉部長 兼 福祉事務所長
草薨 雅人	仙北市 建設部長
新田目 留美子	仙北市 市民福祉部市民生活課長
小松 英昭	大曲仙北広域市町村圏組合 副管理者
瀬川 敬	大曲仙北広域市町村圏組合 環境事業課長

9 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

担	当	課	:	大曲仙北広域市町村圏組合	事務局	環境事業課	
所	在	地	:	〒014-0303	秋田県仙北市角館町藺田古川	37 番地 3	
T	E	L	:	0187-54-3305			
F	A	X	:	0187-54-2889			
E	-	m	a	i	l	:	kankyou@os-kouiki.org
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	:	https://www.os-kouiki.org

第2章 応募希望者に関する条件

1 応募希望者の備えるべき応募資格要件

応募希望者は、以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 応募希望者の構成等

ア 応募希望者は、単独企業又は共同企業体とし、応募者を構成する企業（以下「構成企業」という。）は、応募表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 本事業においては、運営事業者として特別目的会社の設立はしない想定とするが、特別目的会社を設立する場合は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。なお、構成企業は、構成員のみとすることも可とする。

ウ 応募希望者の構成企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、応募資格確認申請書類の提出時に、応募希望者の各構成企業が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。

エ 応募希望者は、構成企業のうち下記「(2)ア 北部ごみ処理センターの運営を行う者の応募資格要件」の（ア）を満たす者を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が後述「6 応募手続等」を行うものとする。

オ 応募表明書提出以降、応募希望者の構成企業の変更は原則として認めない。

カ 応募希望者の構成企業は、他の応募希望者の構成企業になることはできない。

(2) 応募資格要件

ア 北部ごみ処理センターの運営を行う者の応募資格要件

北部ごみ処理センターの運営を行う者は、単独企業又は構成企業全体で以下の要件を全て満たすものとする。ただし、応募希望者が共同企業体の場合、代表企業は少なくとも（ア）の要件を満たすものとする。なお、これらの要件の中でいう業務実績及び業務経験は、一般廃棄物のごみ処理施設におけるものに限るものとする。

（ア） 運営業務の実績

以下に示す全ての運営業務実績を元請として1件以上有していること。

- ・ 地方公共団体の一般廃棄物を対象とした全連続式又は准連続式焼却施設（2 炉以上）の長期包括的運営業務（DBO 方式含む）の実績
- ・ 地方公共団体の一般廃棄物を対象とした破碎処理施設の1年以上の運転管理業務の実績

（イ） 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、全連続式又は准連続式焼却施設（2 炉以上）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者（北部ごみ処理センター）として事業開始後2年間以上専任配置できること。

イ 最終処分場の運営を行う者の応募資格要件

最終処分場の運営を行う者は、単独企業又は構成企業全体で以下の要件を全て満たすものとする。なお、これらの要件の中でいう業務実績及び業務経験は、一般廃棄物の最終処分場におけるものに限るものとする。

（ア） 一般廃棄物の最終処分場の1年以上の運転管理業務実績を元請として1件以上有していること。なお、一般廃棄物最終処分場の運転管理業務には、浸出水処理施設の運転管理業務を含むものとする。

（イ） 廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場）の資格を有し、最終処分場の業務経験を有する技術者を事業開始後2年間以上専任配置できること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 大仙市、仙北市及び美郷町の最新の建設工事等入札参加資格者名簿または物品調達等競争入札有資格者名簿のいずれにも登録されていない者。

ウ 大仙市、仙北市及び美郷町の建設工事入札参加者指名停止基準等に基づく指名停止等の措置を受けている者。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。

ケ 清算中の株式会社である者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）に基づく特別清算開始命令がなされた者。

コ 国税又は地方税を滞納している者。

サ 組合が本事業に係る事業者選定支援業務を委託している者及びかかる者と当該事業者選定支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本募集要項において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、組合の事業者選定支援業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

・株式会社エイト日本技術開発

シ 本事業の優先交渉権者選定までの間に、選定委員会の委員に対し、本事業について積極的に接触等の働きかけを行ったもの。

2 応募資格の審査

組合は、応募希望者の備えるべき応募資格要件の確認を行うため応募資格審査を実施する。

(1) 前述「1 応募希望者の備えるべき応募資格要件」に係る応募資格確認基準日は応募資格確認申請書受付最終日とする。なお、各証明書類の有効期限は、応募資格確認基準日から起算して 3 ヶ月以内とする。

(2) 応募資格確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者の構成企業が応募資格要件を欠くような事態が生じた場合、組合は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が応募資格要件を欠くような事態が生じた場合において、当該応募者が、応募資格要件を欠いた構成企業に代わって、応募資格要件を満たす構成企業を補充し、組合が応募資格要件を確認のうえ事業契約締結後の本事業の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募者が応募資格要件を引き続き満たすものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合

に補充する構成企業の応募資格確認基準日は、当初の構成企業が応募資格要件を欠いた日とする。

- (3) 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結までの間、優先交渉権者の構成企業が応募資格要件を欠くような事態が生じた場合、原則として組合は運営事業者と事業契約を締結しない。この場合において、組合は運営事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (4) 応募資格要件を欠く者がした応募、応募資格確認申請書類又は提案書等に虚偽の記載をした者がした応募、その他応募に関する条件に違反した応募は、失格とする。

3 運営事業者の設立に関する要件（SPC を設立する場合）

- (1) 本事業において特別目的会社（SPC）は設立しない想定とするが、優先交渉権者が SPC の設立を希望する場合、遅くとも基本協定締結までに会社法に規定される株式会社として運営事業者を組合圏域内に設立すること。
- (2) 運営事業者への出資は優先交渉権者の全ての構成員によるものとし、優先交渉権者の構成員以外の者の出資は認めない。また、優先交渉権者の構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとする。
- (3) 構成員は、事業期間終了まで運営事業者の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 構成企業の変更の制限

本事業の優先交渉権者となってから事業期間終了まで、構成企業及びその役割の変更及び追加等は、組合の事前の承諾がある場合を除き認めない。

5 応募手続等

- (1) 募集要項等の公表
 - ア 募集要項等の公表日
令和 4 年 4 月 11 日（月）
 - イ 募集要項等の入手方法
募集要項等[募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）]は、組合のホームページ(<https://www.os-kouiki.org>)からダウンロードして入手すること。
- (2) 募集要項等に関する質問の受付
募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。
 - ア 質問回答の目的
第 1 回：募集要項等に関する質問を受け付ける。
第 2 回：募集要項等、参考資料及び現地見学会時の内容に関する質問を受け付ける。
 - イ 質問の受付期間
第 1 回：令和 4 年 4 月 11 日（月）から令和 4 年 4 月 18 日（月）午後 5 時まで。
第 2 回：令和 4 年 6 月 6 日（月）から令和 4 年 6 月 13 日（月）午後 5 時まで。
 - ウ 質問の方法
様式第 1 号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、E-mail により提出すること。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けない。質問書のデータは Microsoft Excel 形式で作成することとする。なお、応募希望者は電子メールを送付後、着信の確認を行

うこと。

エ 提出先

「第1章 9 事務局」を参照

オ その他

募集要項等に関する質問（第2回）については、応募資格審査を通過した者（応募者）のみが行うことができる。

(3) 募集要項等に関する質問への回答の公表

募集要項等に関する質問への回答は、以下の日程で組合のホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

なお、組合は、必要に応じて公表日以前に回答の一部を公表する場合もあることから、応募希望者は適宜、組合ホームページにおいて確認すること。

第1回：令和4年5月2日（月）

第2回：令和4年6月27日（月）

(4) 応募資格確認申請書類の受付

次により応募表明書や応募資格確認申請書等を受け付ける。

ア 受付期間

令和4年5月6日（金）から令和4年5月13（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下同じ。）に規定する休日を除く。

イ 受付場所

「第1章 9 事務局」を参照

ウ 提出方法

直接持参のみとし、その他の方法は認めない。

エ 提出書類

「第3章 提出書類」に示すとおりである。

(5) 応募資格要件の審査

選定委員会は、応募希望者から提出された応募表明書及び応募資格確認申請書等により、応募希望者が本事業の応募資格要件を満たしているかどうかの審査を行う。

応募資格審査結果については、令和4年5月19日（木）に応募希望者の代表企業に対し、書面にて通知する。

(6) 応募資格要件を満たさないと認められた者に対する理由の説明

応募資格要件を満たさないと認められた者は、組合に対しその理由について、次の方法により書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）にて説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた応募希望者の代表企業に対して、令和4年5月27日（金）までに書面により回答する。

ア 説明を求める書面の提出期限

令和4年5月24日（火）午後5時まで（必着）

ただし、持参の場合、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 提出方法

郵送又は持参によるものとし、ファックス・電子メールによるものは受け付けない。

ウ 提出場所

「第1章 9 事務局」を参照

(7) 参考資料の配布及び閲覧

ア 参考資料の配布

参考資料の配布を希望する者は、様式第2号-1に必要事項を記載し、令和4年5月24日（火）午後5時までに電子メールにて配布の申込みを行い、電子メールを送付後、着信の確認を行うこと。また、配布を受ける際には、様式第2号-2を提出すること。

参考資料の配布は、応募資格審査を通過した者（応募者）のみ受けることができる。

配布する参考資料の例は別表2を参照のこと。参考資料の配布は、下記の期間及び場所にて行う。

（ア） 配布期間

令和4年6月1日（水）から令和4年6月3日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

（イ） 配布場所

「第1章 9 事務局」を参照

イ 参考資料の閲覧

参考資料の閲覧を希望する者は、様式第2号-3に必要事項を記載し、令和4年5月24日（火）午後5時までに電子メールにて閲覧の申込みを行い、電子メールを送付後、着信の確認を行うこと。また、閲覧を行う際には、様式第2号-4を提出すること。

参考資料の閲覧は、応募資格審査を通過した者（応募者）のみ行うことができる。

閲覧する参考資料の例は別表2を参照のこと。参考資料の閲覧は、下記の期間及び場所にて行う。

（ア） 閲覧期間

令和4年6月1日（水）から令和4年6月3日（金）までの午前9時から午後4時までのうち、組合が別途通知する日時とする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

（イ） 閲覧場所

「第1章 9 事務局」を参照

（ウ） 閲覧にあたっての留意事項

- i) 閲覧は、午前（午前9時から正午まで）又は午後（午後1時から午後4時まで）の3時間を1単位とし、1単位のみとする。詳細の日時等については、組合で日程を調整の上、令和4年5月27日（金）までに各応募者の代表企業に通知する。
- ii) 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。
- iii) 閲覧にあたっては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は禁止する。
- iv) 複数の企業による資料閲覧を希望する場合は、その内の1者が代表として、様式第2号-3により申し込むこと。但し、その場合でも、様式第2号-4は、閲覧に参加する各社が提出すること。
- v) 参考資料の閲覧への参加者は原則5名以内とするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、別途、制限を設ける可能性がある。閲覧にあつ

ては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

- vi) 閲覧の際に、様式第2号-4を提出しない場合には、参考資料の閲覧を行うことができない。

(8) 現地見学会

現地見学会への参加を希望する者は、様式第2号-5に必要事項を記載し、令和4年5月24日(火)午後5時までに電子メールにて参加の申込みを行い、電子メールを送付後、着信の確認を行うこと。また、見学会への参加の際には、様式第2号-6を提出すること。

現地見学会には、応募資格審査を通過した者（応募者）のみ参加できる。

ア 現地見学会の実施期間

令和4年6月1日(水)から令和4年6月3日(金)までの午前9時から午後5時までのうち、組合が別途通知する日時とする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 対象施設

北部ごみ処理センター及び最終処分場

ウ 見学会参加にあたっての留意事項

- (ア) 見学会は、午前（午前9時から正午まで）又は午後（午後1時から午後4時まで）の3時間を1単位とし、1単位のみとする。詳細の日時等については、組合で日程を調整の上、令和4年5月27日（金）までに各応募者の代表企業に通知する。
- (イ) 見学会では、カメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は禁止する。
- (ウ) 複数の企業による参加を希望する場合は、その内の1者が代表として、様式第2号-5により申し込むこと。但し、その場合でも、様式第2号-6は、見学会に参加する各社が提出すること。
- (エ) 見学会への参加者は原則5名以内とするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、別途、制限を設ける可能性がある。見学にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。
- (オ) 見学の際に、様式第2号-6を提出しない場合には、対象施設の見学を行うことができない。

(9) 応募の辞退

応募者が応募を辞退する場合は、できるだけ早い段階で応募辞退届（様式第9号）を提出すること。

(10) 提案書等の提出

応募者は、「第3章 提出書類」に示す提案書等を次のとおり提出すること。

なお、提出は応募者の代表企業が行うこと。

ア 提出日時

令和4年7月29日（金）午前9時30分から午後2時30分までとする。

イ 提出方法

持参によるものとする。

ウ 提出先

「第1章 9 事務局」を参照

(11) 技術提案書に関するヒアリング

選定委員会は、応募者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 開催日時（予定）

令和 4 年 9 月上旬

（ヒアリングの順番は、提案書等の受付順とする。）

イ 開催場所（予定）

「第 1 章 9 事務局」を参照

ウ 当日配布が可能な資料

プレゼンテーションに用いる「Microsoft PowerPoint」の印刷物のみ可とする。

エ 実施方法

ヒアリングは応募者別に行い、時間は 1 応募者につき 60 分程度（応募者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 30 分）を予定している。

オ 使用可能ソフト

「Microsoft PowerPoint」（Windows 版、バージョン：PowerPoint2016）

カ その他

応募者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各応募者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

(12) 開札

価格提案書の開札は、応募者又はその代理人の立ち会いのうえ、次のとおり行う。立ち会いを行う者は、各応募者で 1 名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、価格提案書の開札に関する委任状（様式第 16 号）を、当日持参しなければならない。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各応募者に組合より通知する。

ア 日時

令和 4 年 9 月上旬（予定）

イ 場所

大曲仙北広域市町村圏組合 北部ごみ処理センター 会議室（予定）

ウ 開札は、応募者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、応募者又はその代理人が立ち会わない場合においては、応募事務に関係のない組合職員を立ち合わせて行う。また、開札には、選定委員会委員（正副委員長等）が少なくとも 1 人は立ち会う。

エ 応募者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場所に入場することができない。

オ 応募者又はその代理人が、開札場所に入場しようとするときは、応募関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、価格提案書の開札に関する委任状（様式第 16 号）をもって、身分証明書に替えることとする。

カ 応募者又はその代理人は、応募関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場所を退場することができない。

キ 開札場所において、次の各号の一つに該当するものは開札場所から退去させる。

（ア） 公正な執行を妨げようとした者

（イ） 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ク 提案価格が参考見積価格の範囲内の価格提案書を提出した者がいないときは、本事業に関する募集事務の執行を取りやめる。

6 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案書等の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に際し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 提案書等の取扱い

ア 著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

ウ 提案書等の変更等の禁止

応募者は、提出期限以降における提案書等の差し換え及び再提出をすることができない。

エ 提案書等の使用等

提出された提案書等は、優先交渉権者の決定等に関わる公表等以外に応募者に無断で使用しない。その他組合が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、組合はこれ無償で使用するができるものとする。

なお、提出された提案書等は返却しない。

(5) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(6) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 応募者に必要な資格のない者がした応募及び応募に関する条件に違反した応募

イ 「第2章 6（10）ア 提出日時」に示す所定の日時及び「第2章 6（10）ウ 提出先」に示す場所に到達しない応募

ウ 価格提案書に記名、押印のない応募

エ 同一事項に対し2通以上の価格提案書を提出した応募

オ 価格提案書の内容を確認できない応募

カ 代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の応募

キ 応募に関し不正行為があった者のした応募

ク その他組合が定める応募に関する条件に違反した応募

(7) 募集事務の延期等

組合が必要と認めたときは、募集事務を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

(8) 参考見積価格

組合は、以下のとおり参考見積価格を積算している。

ア 参考見積価格

5,109,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 留意事項

(ア) 参考見積価格は、事業期間にわたる対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。

(イ) 参考見積価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

(9) その他

ア 応募者が1者であった場合も、優先交渉権者選定基準に従い提案書等の審査を行う。

イ 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、応募者は、募集要項に定めるもののほか、他関係法令を遵守すること。

ウ 募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募資格審査結果の通知前においては組合ホームページにおいて公表するため、適宜、組合ホームページにおいて確認すること。また、応募資格審査結果の通知後においては各応募者の代表企業に通知する。

エ 応募者は、本事業への応募に際し、提案を予定している運営体制並びに業務実施体制が関係法令、特に廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法に違反するものでないことを確認した上で応募並びに提案すること。

オ 組合が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第3章 提出書類

1 応募資格確認申請時の提出書類

応募資格確認申請を行う際は、以下の書類をまとめて1部提出すること。

提出書類	部数	様式
応募表明書	1部	様式第3号
構成企業一覧表		様式第4号
応募資格確認申請書		様式第5号
委任状（代表企業）		様式第6号
委任状（復代理人）		様式第7号
各業務を担当する者の要件を証明する書類		様式第8号

2 応募辞退時の提出書類

応募辞退の際は、以下の書類を1部提出すること。

提出書類	部数	様式
応募辞退届	1部	様式第9号

3 提案書等

提案書等の提出の際は、以下の書類を提出すること。

提出書類		部数	様式
応募書類提出届		1部	様式第10号
要求水準に関する確認書		1部	様式第11号
価格提案書		1部	様式第12号
技術 提案書	運營業務に関する提案書	10部	様式第13号
	事業計画に関する提案書	（正1部	様式第14号
	添付資料	副9部）	様式第15号
提案書の電子データ		1部 （CD-R）	

(1) 価格提案書

ア 価格提案書

（様式第12号（別紙1～2、参考資料1～2を含む））

(2) 運營業務に関する提案書

ア 運営体制

（様式第13号-1～2）

イ 運転管理業務

（様式第13号-3）

ウ 運転計画

（様式第13号-4）

エ 施設保全業務

（様式第13号-5）

オ 点検検査項目

（様式第13号-6）

カ 補修費一覧表

（様式第13号-7）

キ 更新工事費一覧表

（様式第13号-8）

ク 環境管理業務

（様式第13号-9）

ケ その他管理業務

（様式第13号-10）

(資源物管理業務、情報管理業務、安全管理業務、人事管理業務)

(3) 事業計画に関する提案書

ア 経営計画・事業収支計画 (様式第 14 号-1)

イ 運営事業者の出資構成 (様式第 14 号-2)

ウ リスク管理計画 (様式第 14 号-3)

エ リスク管理方法 (様式第 14 号-4)

オ 地域振興 (様式第 14 号-5)

(4) 添付資料 (様式第 15 号)

第4章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成する際は、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 応募資格確認申請時の提出書類

応募資格確認申請時の提出書類を作成する際は、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 応募資格確認申請書を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして 1 部提出すること。
- (2) 「グループ名」の欄には、以下のとおり記載すること。
・「 グループ」【 】には代表企業名を記入】

3 価格提案書

価格提案書を作成する際は、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 価格提案書（様式第 12 号（別紙 1～2、参考資料 1～2 を含む。））は、封筒に入れ、密封して提出すること。封筒の表書き等については、本書別図 1 を参照すること。
- (2) 提案価格は、事業期間にわたる対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、事業契約書（案）別紙 9 に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 提案価格には、消費税及び地方消費税相当額を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

4 技術提案書

技術提案書を作成する際は、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) ページ数は各様式に記載の枚数以内とし、「運營業務に関する提案書」、「事業計画に関する提案書」及び「添付資料」の順に 1 冊に取りまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各 10 部提出すること。また、技術提案書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。各提案書及び添付資料には各ページの下中央に通し番号（例：1/10～10/10）をふり、組合から送付された応募資格確認結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。
- (2) 提案書のうち文章で記載する様式については、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (3) ロゴマークの使用を含めて、応募者の構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうち正本（1 部）については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成企業名を明らかにすること。
- (4) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (5) 組合に提出する提案書の電子データは、原則として Microsoft Word（Windows 版、バージョンは 2000 以後）とし、事業収支計画表（様式第 12 号（参考資料 1））等は Microsoft Excel（Windows 版、バージョンは 2000 以後）とする。なお、図表等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

第5章 事業条件

本事業の実施に係る条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書等を作成すること。

1 事業計画に関する条件

(1) 施設・設備等の使用

運営事業者は、本事業を実施する範囲において必要な施設、設備及び要求水準書に明示する「組合が所有する車両・重機一覧」に記載の車両・重機等を無償で使用する事ができる。

(2) 組合が支払う委託料

ア 委託料の考え方

組合が支払う委託料の考え方については、事業契約書（案）を参照のこと。

なお、価格提案書において提案価格を積算する際は、要求水準書および添付資料に示す年間処理量により、提案書等を作成すること。

施 設	要求水準書における対応箇所
ごみ処理施設	添付資料
粗大ごみ処理施設	添付資料
最終処分場	3. 5. 2 (1) 埋立物と埋立量

イ 提案価格の平準化

応募者は、事業期間の各年度に組合が支払う委託料が極力平準化するように配慮したうえで、提案価格を積算し、事業計画を立案すること。

また、提案価格のうち、変動費については、要求水準書に示す年間処理量（計画量）に、応募者が提案する提案単価を乗じた額とする。

(3) 特定調達品の調達等

運営事業者は、本施設の運營業務に必要な調達を自ら行うものとするが、「特定調達品のリスト」（「第2章 6 (7) イ 参考資料の閲覧」を参照のこと。）に示す本施設の工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。

また、特定調達品の定期点検、部品等の調達、補修・更新工事において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。

(4) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における運営の責任は、原則として運営事業者が負う。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途運営事業者との協議の上、組合は応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び組合と運営事業者との責任分担は、原則として「別表 3 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(5) 保険

- ア 組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、(社) 全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」に加入する。
- イ 運営事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は運営事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、運営事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。
- ウ 運営事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(6) 資金調達

運営事業者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(7) 運営事業者の本社登記（SPC を設立する場合）

SPC を設立する場合、運営事業者の本社登記は、組合圏域内とすること。

(8) 雇用への配慮

- ア 雇用については、現在組合で採用している経験者を採用するなど、地元及び十分な経験者の採用に配慮すること。
- イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。
- ウ 組合圏域内に本社をおく地元企業を積極的に活用すること。

(9) 地域への配慮

運営事業者は、本事業の実施にあたり地域環境、地域経済及び地域住民に配慮すること。

(10) 業務の委託

運営事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、運営事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 運営事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 運営事業者の提供するサービスが、事業契約で定める運営事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、運営事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。運営事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- イ 運営事業者が倒産し、又は運営事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は事業契約を解除することができる。
- ウ 前二号の規定により組合が事業契約を解除した場合、運営事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

- (2) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、運営事業者は事業契約を解除することができる。
 - イ 前号の規定により運営事業者が事業契約を解除した場合、組合は、運営事業者に生じた損害を賠償する。
- (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合
法令の変更、不可抗力その他組合及び運営事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合は、事業契約の終了に伴う権利義務関係等について運営事業者と協議のうえ、事業契約を解除することができる。
- (4) その他
その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

3 組合による本事業の実施状況の監視

組合は、契約に基づき運営事業者から提供される業務の業務水準を確認するため、本事業の実施状況の監視を次のとおり行う。

- (1) 財務状況
運営事業者は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る財務諸表を組合に提出するものとする。
組合は、必要に応じ、運営事業者に対し、随時財務状況の報告を求めることができる。
- (2) 業務実施状況
組合は、運営事業者が提出する運転日誌、日報、月報及び年報等により、運営事業者の業務実施状況を監視する。また、組合は、施設の運転管理業務等の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により運営事業者の業務実施状況の確認を行う。
- (3) 業務の是正勧告
運営事業者から提供される業務水準が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を満足していないことが判明した場合、組合は、運営事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。
組合は、運営事業者に対して是正勧告を行った場合、運営事業者に支払う業務委託費を減額することがある。
また、組合の是正勧告にも関わらず、運営事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を運営事業者に求償することができる。

第6章 提案書等の審査

1 審査の方法

(1) 提案書等の審査

選定委員会は、あらかじめ設定した優先交渉権者選定基準に従い、審査を行う。
なお、応募者が1社であった場合も、優先交渉権者選定基準に従い、審査を行う。

(2) 技術提案書に関するヒアリング

選定委員会は、技術提案書の審査及び評価を行うにあたり、応募者に対してヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、応募者独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

(3) 優先交渉権者の選定

ア 選定結果は、令和4年9月中旬に応募者の代表企業に文書で通知するとともに組合のホームページにて公表する。電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査の客観的評価等は、選定結果の公表後遅滞なく、組合のホームページにて公表する。

ウ 応募者は、選定結果について書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）により説明を求めることができる。提出方法は、郵送又は持参によるものとする。

2 審査事項

審査事項は、優先交渉権者選定基準に示す。

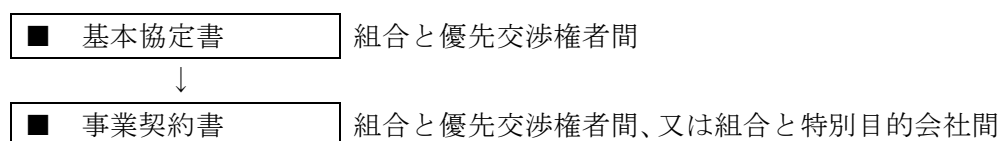
第7章 契約の概要

1 基本協定書（案）及び事業契約書（案）

組合と優先交渉権者又は特別目的会社が締結する事業契約、及びこれに係る協定の内容については、基本協定書（案）及び事業契約書（案）に示すとおりである。組合と優先交渉権者又は特別目的会社は、事業契約及び協定の内容について協議する。

2 契約の構成

組合と優先交渉権者又は特別目的会社が締結する事業契約、及びこれに係る協定については以下のとおり構成される。



(1) 基本協定書

組合と優先交渉権者との間で締結する基本協定書の内容については、基本協定書（案）に示す。基本協定書は優先交渉権者決定後、組合と優先交渉権者との間で、事業契約書の締結に向けた組合及び優先交渉権者の双方の協力等について定める。

(2) 事業契約書

組合と運営事業者（優先交渉権者又は特別目的会社）との間で締結し、事業期間等中の組合と運営事業者の役割、責任分担等について明確化する。

3 契約手続

(1) 組合は優先交渉権者を決定し、優先交渉権者は必要に応じて運営事業者となる特別目的会社を会社法に定める株式会社として設立する（優先交渉権者が特別目的会社を設立する場合、組合は、その設立に先立って、優先交渉権者と基本協定を締結する。）。

(2) 組合は優先交渉権者もしくは優先交渉権者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、事業期間中に組合が支払う委託料を10で除した額の10分の1以上の金額とする。

ただし、銀行若しくは組合が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができるものとする。

4 契約の締結

契約等の締結スケジュールは、以下を予定している。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 基本協定の締結 | 令和4年10月上旬 |
| (2) 事業契約の締結 | 令和4年12月下旬 |

5 その他

優先交渉権者が契約を締結しない場合は、総合点数の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

別表 1-1 運営事業者が行う業務の一覧（予定）

		北部ごみ処理センター			最終処分場		備 考
		計量棟	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	埋立地	浸出水処理施設	
1 運転管理業務							
1)	受付管理	○			○		
2)	計量	○			○		
3)	施設までの案内・指示	○			○		
4)	料金収納	○			○		
5)	施設の運転(適正処理)		○	○	○	○	
6)	搬入物の性状分析		○				
7)	搬入管理		○	○	○		
8)	最終処分物の搬出		○	○			
9)	資源化物等の搬出(引き渡し)			○	○		
10)	搬出物の性状分析		○				
11)	運転管理体制の整備	○	○	○	○	○	
12)	運転計画の作成		○	○	○	○	
13)	運転管理マニュアルの作成・実施		○	○	○	○	
14)	運転管理記録の作成		○	○	○	○	
2 施設保全業務							
1)	備品・什器・物品・用役の調達計画	○	○	○	○	○	
2)	備品・什器・物品・用役の管理	○	○	○	○	○	
3)	点検・検査計画の作成	○	○	○	○	○	
4)	点検・検査の実施	○	○	○	○	○	
5)	補修計画の作成	○	○	○	○	○	
6)	補修の実施	○	○	○	○	○	
7)	更新計画の作成	○	○	○	○	○	
8)	更新工事の実施	○	○	○	○	○	
9)	改良保全	○	○	○	○	○	
10)	清掃	○	○	○	○	○	
11)	建築物の機能維持と点検管理	○	○	○	○	○	
12)	付帯設備の機能維持と点検管理	○	○	○	○	○	
13)	施設見学者等への対応	○	○	○			
14)	案内展示設備の点検・修理・更新		○	○			
3 環境管理業務							
1)	環境保全基準の設定		○	○	○	○	
2)	環境保全計画の策定・実施		○	○	○	○	
4 資源物管理業務							
1)	資源物の管理			○	○		
5 情報管理業務							
1)	運転管理記録報告	○	○	○	○	○	
2)	点検・検査報告	○	○	○	○	○	
3)	補修・更新報告	○	○	○	○	○	
4)	環境管理報告		○	○	○	○	
5)	作業環境管理報告	○	○	○	○	○	
6)	資源物管理報告			○	○		
7)	施設情報管理	○	○	○	○	○	
6 安全管理業務							
1)	安全衛生管理・作業環境管理	○	○	○	○	○	
2)	防災管理	○	○	○	○	○	
3)	施設保安管理	○	○	○	○	○	
7 人事管理業務							
1)	従業員に対する教育訓練	○	○	○	○	○	

別表 1-2 現状の経費項目による業務分担（予定）①

経費項目				負担区分		
				組合	ごみ	し尿
A. 北部ごみ処理センター及び北部し尿処理センター	A-1. 共通	1. 計量事務費用	1) 人件費		●	
			2) 点検費用		●	
		2. 管理棟費用	1) 夜警		●	
			2) 清掃委託費		●	
			3) 暖房用燃料費(灯油)		●	
		3. その他費用	1) 清掃委託費(W掛+窓拭き)		●	●
			2) 外構植栽維持管理費		●	●
			3)-1 除雪作業費(重機作業)	※	●	●
			3)-2 融雪設備管理		●	●
			4) 消防設備点検		●	●
			5) 浄化槽管理		●	
	A-2. 北部ごみ処理センター	1. 燃料費	1) A重油(ごみ処理)		●	
			2) 軽油(重機)		●	
			3) 灯油(小動物焼却)		●	
			4) ガス(ごみ処理/バーナー種火)		●	
		2. 電気料金	1) 電気(ごみ処理/基本)		●	
			2) 電気(ごみ処理/使用)		●	
		3. 消耗品費	1) 消耗品(北-用紙等)		●	
		4. 運転管理及び機械設備保守整備業務委託	1) 運転管理(運転管理)		●	
			2) 運転管理(薬品類)		●	
			3) 運転管理(法令検査)		●	
			4) 保守整備(消耗部品)		●	
			5) 保守整備(保守整備)		●	
		5. 機器修繕工事費	1) 機器修繕工事費		●	
		6. その他費用	1) SPC運営費など		●	
	A-3. 北部し尿処理センター	1. 燃料費	A重油(し尿処理)			●
		2. 電気料金	1) 電気(し尿処理/基本)			●
			2) 電気(し尿処理/使用)			●
		3. その他消耗品費	1) 消耗品(リソ保管用フレコン)			●
		4. 運転・維持管理業務委託	1) 運転管理			●
			2) 環境対策測定検査			●
			3) 水処理設備使用薬品等			●
			4) 建築付帯保守点検			●
			5) 機械設備保守整備			●
			6) 槽清掃等及び処分費			●
		5. 機器修繕工事費	1) 機器修繕工事費			●
		6. その他費用	1) SPC運営費など			●

※災害レベルの大雪時における除雪作業費は、協議のうえ組合が負担。

別表 1-2 現状の経費項目による業務分担（予定）②

経費項目				負担区分		
				組合	ごみ	し尿
B. 一般廃棄物最終処分場	B-1. 田沢湖最終処分場	1. 計量事務費用	1) 人件費		●	
			2) 点検費用		●	
		2. 管理棟費用	1) 暖房用燃料費(灯油)		●	
			2) ガス(給湯用)		●	
		3. 燃料費	1) 軽油(重機)		●	
			2) ガソリン(車両運行)		●	
		4. 電気料金	1) 電気(浸出水処理/基本)		●	
			2) 電気(浸出水処理/使用)		●	
		5. その他	1) 外構植栽維持管理費		●	
			2) 除雪作業費	※	●	
			3) 消防設備点検		●	
			4) 浄化槽管理		●	
	B-2. 角館最終処分場	1. 計量事務費用	1) 人件費		●	
			2) 点検費用		●	
		2. 管理棟に係る費用	1) 暖房用燃料費(灯油)		●	
			2) ガス(給湯用)		●	
			3) 給水		●	
		3. 燃料費	1) 軽油(重機)		●	
			2) ガソリン(車両運行)		●	
		4. 電気料金	1) 電気(浸出水処理/基本)		●	
			2) 電気(浸出水処理/使用)		●	
		5. その他	1) 外構植栽維持管理費		●	
			2) 除雪作業費	※	●	
			3) 消防設備点検		●	
			4) 浄化槽管理		●	
	B-3. 西木最終処分場	1. 計量事務費用	1) 人件費		●	
			2) 点検費用		●	
		2. 管理棟に係る費用	1) 暖房用燃料費(灯油)		●	
			2) ガス(給湯用)		●	
			3) 水道(生活用水・機器洗浄水)		●	
		3. 燃料費	1) 軽油(重機)		●	
			2) ガソリン(車両運行)		●	
		4. 電気料金	1) 電気(浸出水処理/基本)		●	
			2) 電気(浸出水処理/使用)		●	
		5. その他	1) 外構植栽維持管理費		●	
			2) 除雪作業費	※	●	
			3) 消防設備点検		●	
			4) 浄化槽管理		●	
	B-4. 最終処分場共通	1. 施設管理補助業務	1) 施設管理設計業務		●	
			2) 施設管理現業業務		●	
			3) 水質検査		●	
			4) 発生ガス等調査業務		●	
			5) 井戸水質検査業務(田沢湖)		●	
			6) 残余容量算定業務		●	
			7) サンプルング費		●	
		2. 浸出水処理施設維持管理業務	1) 維持管理費		●	
			2) 車両交通費		●	
			3) 活性炭吸着塔ろ材交換等		●	
			4) UV計点検整備費		●	
		3. 機器修繕工事費	1) 機器修繕工事費		●	
		4. 消耗品費	1) 消耗品費(活性炭等)		●	

※災害レベルの大雪時における除雪作業費は、協議のうえ組合が負担。

別表 2 配布及び閲覧に供する参考資料

■配布する参考資料の例

北部ごみ処理センター（ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設）	
■ 全体フローシート ■ 全体配置図・機器配置図 ■ 整備実績概要書 ■ 使用重機一覧（現状） ■ 精密機能検査報告書 ■ 主な予備品・消耗品（参考） ■ 法定点検項目（次回検査予定）一覧 ■ 運転実績 ■ 搬入車両データ ■ 施設保全内容 ■ 搬入車取り扱い及び手数料等収納作業の流れ ■ 搬入管理方法（現状） ■ 窓口・施設見学対応（現状） ■ 搬出物及び搬出量	
最終処分場（田沢湖処分場、角館処分場、西木処分場）	
■ 全体配置平面図、埋立地断面図 ■ 水処理施設フローシート ■ 水処理施設機器配置図 ■ 施設保全計画書 ■ 残余容量調査結果 ■ 搬入車取り扱い及び手数料等収納作業の流れ	

■閲覧に供する参考資料の例

北部ごみ処理センター（ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設）	
■ 竣工関連図書（改良含む） ・ 竣工図（承諾申請図書ベース） ・ 全体取扱説明書 ・ 予備性能・引渡性能試験報告書 ・ 単体機器試験成績書 ・ 主要設備概要資料 ・ 特定調達品リスト ■ 電気工作物保安規定	■ 運営関連図書 ・ 運転データ（DCS 出力帳票） ・ 各種測定データ（排ガス、熱しやく減量、ごみ質分析値、焼却灰・飛灰固化物重金属測定値、作業環境測定値）
最終処分場（田沢湖処分場、角館処分場、西木処分場）	
■ 実施設計図書 ・ 設置届出書 ・ 設計図 ・ 確定仕様書	

以 上

別表3 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	運営事業者
共通	計画変更	募集要項、要求水準書、その他組合が提示した図書の計画変更及び不備・誤りに関するもの	○	
		運営事業者の判断違いによるもの		○
	資金調達	運営事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	組合の責めに帰すべき事由により、運営事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		運営事業者の責めに帰すべき事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	組合に関わる政策の変更(本事業に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	法令等変更(税制変更を含む)	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	組合が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		運営事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	運営事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		運営事業者が行う調査、運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
	調査内容に関するもの	組合が実施した調査等によるもの	○	
		運営事業者が実施した調査等によるもの		○
	事業の中止・延期	組合の指示等によるもの ^{注1}	○	△
		運営事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	周辺環境の保全	運営事業者の業務に起因して環境に影響を及ぼしたもの		○
	債務不履行	組合による債務不履行	○	
		運営事業者による債務不履行		○
計画	土地の瑕疵	元々の土地の瑕疵による土壌・地下水汚染等	○	
	物価変動	事業開始後の物価変動 ^{注2}	○	△
運営	金利変動	金利の変動		○
	不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの ^{注3}	○	△
	応募コスト	提案書作成等の費用負担		○
	支払い遅延・不能	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物の量が確保できない ^{注4}	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物の質が確保できない ^{注5}	○	△

※:○:主分担 △:従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	運営事業者
運営	搬入管理	本施設へのごみの搬入管理において、運営事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費上昇	組合の指示等による運営費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
	施設損傷	組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(運営事業者の管理不備の場合を除く。)	○	
		運営事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
終了時	改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの ^{注6}		○
	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※:○:主分担 △:従分担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は、募集要項等に示す。

注1:組合の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って運営事業者が生じる損害については組合が負担する。

注2:事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は運営事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3:不可抗力における一事業年度における費用負担については、一定程度までは運営事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注4:ごみ量変動については、固定費及び変動費の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、運営事業者の協議による。

注5:ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、運営事業者の協議による。

注6:運営事業者よりなされる改良保全提案により改良された設備、機器に対する責任は運営事業者となる。なお、改良保全提案の採用の可否は組合が判断を行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、組合、運営事業者の協議による。

別図 1 価格提案書の提出用封筒作成要領

封筒：表

	大曲仙北広域市町村圏組合 管理者 老松 博行様		
	価 格 提 案 書		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業名</td> <td>北部ごみ処理センター等長期包括運営事業</td> </tr> </table>	事業名	北部ごみ処理センター等長期包括運営事業
	事業名	北部ごみ処理センター等長期包括運営事業	

封筒：裏

	代表企業 □□県□□市□□町□□番□□号 □□□□株式会社
--	-------------------------------------

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「価格提案書」は朱書きとする。
- ・ 封筒の大きさは、長形 3 号（120mm × 235mm）
- ・ 封筒中には、様式第 12 号（別紙 1～2、参考資料 1～2 を含む。）を封入すること。